

令和6年度 第2回中野市都市計画審議会議事録

日 時	令和6年9月25日(水) 午前10時～午前10時30分
場 所	中野市役所5階 会議室52・53
出席委員	増田善行委員、柳沢吉保委員、江口栄光委員、関一規委員、久野常志委員、阿部一博委員、齋藤文子委員、小橋信子委員、蟻川幸治委員、仁科智栄子委員、諫山郁美委員、荒井綾委員
欠席委員	村松朝生委員、小池広益委員、市川真一委員
市 職 員	建設水道部長 石川雅之、 都市建設課長 頓所勲、 都市建設課都市計画係長 久保初、 都市建設課都市計画係副主幹 馬場博之
1 開 会 (頓所課長)	<p>おはようございます。</p> <p>定刻より早いわけですが、委員の皆様、全員お揃いでございますので、ただいまから第2回中野市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日進行を務めさせていただきます、都市建設課の頓所でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>以降、着座にて進行させていただきますので、お願いします。</p> <p>本審議会の成立要件についてであります、中野市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、委員の皆様の半数をもって、会議が成立することとなっております。</p> <p>本日は委員15名中12名の出席をいただいております、委員の半数以上の出席の要件を満たしておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、村松委員、小池委員、市川委員から、欠席する旨の連絡がありましたので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>それでは、初めに増田会長からごあいさつを申し上げます。</p>

2 あいさつ
(増田会長)

皆さん、お疲れさまです。

前回の審議会で会長に選任されました、中野市農業委員会長の増田と申します。当日は欠席をし、大変失礼いたしました。今後ともよろしく願いいたします。第2回都市計画審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、委員の皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、「と畜場」での新たな排水施設処理施設等の整備を予定している事業者から提出された建築基準法第51条ただし書きの規定による許可申請書に基づいて、当該施設の設置位置について都市計画上支障がないか、皆様にご審議していただく予定でございます。

本件につきましては、許可権者である特定行政庁の長野県から意見を求められているところであり、本日、審議をいただき、結果を踏まえ、長野県へ回答させていただきます。

委員の皆様にも忌憚のないご意見、頂戴いたしたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(頓所課長)

それでは、議事に入ります。

中野市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行を増田会長にお願いしたいと思っております。増田会長、よろしくお願いいたします。

3 議案第1号
(増田会長)

それでは座らせていただいて、委員の皆様のご協力により、本審議会を運営して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めて参ります。

議案第1号について、中野市長から諮問の申し出がありましたので、諮問を受けさせていただきます。

(頓所課長)

これより、審議案件につきまして諮問をいたします。

湯本中野市長から中野市都市計画審議会 増田会長へ諮問をいたします。

諮問
(湯本市長)

委員の皆様におかれましては、公私ともご多用にも関わらず、ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

今回、建築基準法の規定に基づく「と畜場」の用途に供する敷地の位置について、諮問いたします。

詳細につきましては、後ほど、担当から、説明をさせますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(諮問書を読み上げる)

(頓所課長)

ここで、湯本市長におかれましては、別の公務がございますので、退席をさせていただきます。

(湯本市長)

よろしくお願い致します。

(増田会長)

それでは、続けさせていただきます。

それでは、ただいま諮問がありました件について、審議して参ります。

議案第1号 建築基準法の規定に基づく「と畜場」の用途に供する敷地の位置について、事務局から説明願います。

3 議案第1号
建築基準法の規定に基づく「と畜場」の用途に供する敷地の位置について
(事務局)

皆さんおはようございます。事務局、久保でございます。私の方から説明を申し上げます。以降、着座で失礼いたします。

委員の皆様には先にお配りしてございます資料ですね、議案第1号建築基準法の規定に基づく「と畜場」の用途に供する敷地の位置についてというA4判の資料、それと「別紙1 位置図」と書いてあるほか、A3でお配りしてございます資料で説明をさせていただきます。

はじめに、議案第1号と書かれておりますA4の資料の方で説明をさせていただきます。

資料おめくりをいただきまして1ページをご覧ください。

「I 経過」でございます。

株式会社北信食肉センターでは、長野県が令和3年6月に策定した長野県食肉流通合理化計画に基づき、安全安心な信州プレミアム牛肉や長野県産豚肉等の食肉を安定供給するため、と畜施設の運営継続上の課題となっている、排水処理施設の老朽化の改善、処理能力の向上が急務となっている。そこで、現在の敷地の隣接に新たに排水処理施設等を整備する計画が当該事業者から、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁の長野県あて許可申請されました。

なお、当該施設は都市施設の「と畜場」として都市計画決定をしていない施設でございます。

続いて「Ⅱ 都市計画審議会に付議する理由」でございます。

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、または、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設は都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならないとされております。ただし、都市計画決定がなされていない場合は特定行政庁の長野県が中野市都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、新築し、または増築することが可能となると定められております。今回、設置する施設につきましては、「と畜場」に該当します。続いて、その下でございますが箱書きの中でございます建築基準法の抜粋となり、第51条を記載させていただきます。

続いて右の2ページでございます。

特定行政庁の長野県からの都市計画審議会付議依頼でございます。申請者からの建築基準法第51条ただし書き許可申請により、特定行政庁である長野県から中野市都市計画審議会への付議依頼がございました。本審議会では、皆様に、都市計画上支障がないか、お諮りするものでございます。

その下、建築基準法第51条ただし書き許可申請のフローということで、左から申請者、中野市、特定行政庁、長野県でございますけれども、フローを記載させていただいております。

本日、都市計画審議会を開催し、今諮問を受けましたので、この後、審議をいただきまして答申をいただくこととなります。

その後、市から県の方へ連絡をさせていただくこととなります。

続いて「Ⅲ と畜場施設の概要」でございます。

「1 敷地の位置」でございます。

都市計画区域内で非線引きの区域で、用途地域は無指定でございます。

次に敷地の詳細でございます。

こちらにつきましては別刷りのA3の資料をご覧いただきたいと思っております。右肩に「別紙1 位置図」と書かれております資料と一緒にご覧をいただければと思っております。2ページの方でございますけれども、中野市大字草間向畑 461-1 他、記載の15筆です。その他、中野市大字江部字入明 633-1、他記載の7筆でございます。合わせて24筆となります。

A3の「別紙1 位置図」の方でございますけれども、ちょうど左の下の方に赤丸をさせていただいておりますが、この箇所が位置となります。拡大している赤線の囲みが敷地位置となります。

A4の方の資料2ページに戻ります。

「2 申請者」でございます。

中野市大字草間 461 番地 1、株式会社北信食肉センター 代表取締役社長 湯本隆英でございます。資料おめくりをいただきまして3ページをご覧ください。「3 敷地面積」は、7,730.22 m²でございます。別紙2ということでA3判の資料でございますが、別紙、右肩に「別紙2 配置図」とあります。こちらでございますけれども、赤線で囲ませていただいておりますのが敷地面積 7,730.22 m²でございます。

なお、このうち、今回拡張する箇所につきましては着色の箇所でございます。3,317.25 m²となっております。

次に議案の3ページの方に戻ります。

「4 施設種類」は、「と畜場」でございます。

「5の事業内容、工程等」でございます。

こちらにつきましては、A3の「別紙3 作業フロー図」とあわせてご覧をいただきたいと存じます。3ページでございます。と畜場は、と畜場法において食用に供する目的で、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をと殺し、または、解体するために設置された施設とされており、と畜場法の規定を遵守し、衛生管理を行いながら、長野県

食肉衛生検査所の獣医師の検査を経て枝肉となります。

申請者の株式会社北信食肉センターは、豚や牛の各生産者から家畜を受け入れ、放血、内臓処理、皮向き、背割り、洗浄などを行い、枝肉にするとともに、放血や内臓内容物及び浄化槽からの汚泥については、発酵乾燥させて堆肥化し、地元住民など第三者に無償で譲渡を行い、資源の有効活用を図ることとしております。

この下につきましては、①から⑫まで、それぞれ工程のフローとなっておりまして、先ほどお話をさせていただいておりますけれども、「別紙3 作業フロー図」、A3判の方でございますけれども、こちらにその敷地の位置と合わせまして、作業工程を図示しております。

資料に戻りまして、3ページの下段、「6 処理能力」でございます。豚が日に360頭、牛が日に15頭でございます。

続いて4ページ、「IV 周辺の土地利用状況」でございます。

こちらにつきましては、A3判、右肩に「別紙4 周辺の公共施設位置図」と記してございます資料と一緒にご覧をいただければと存じます。

当該施設は、国道403号の西側に位置しており、周辺は一部事業用地として使われているほか、農地に囲まれている。当該敷地から、西側約500mのところ付近に人家があり、その他人家は対象施設から800mの範囲内に存在する。周辺の公共施設のうち、中野平中学校までは約2,800m、平野保育園までは約2,500m、平野小学校までは約2,600m、高丘小学校までは約1,500m、高丘保育園までは約1,700m離れているということでございます。

位置図の方につきましては、敷地の位置からそれぞれ公共施設の場所を図示したものでございます。

続いて4ページに戻りますが、「V 周辺環境への影響」でございます。当該施設の計画において、まず、水質については、環境省令に定められている検査方法により、1年に1回水質自主検査を実施することとしており、長野県の立入検査を受けることとしております。

次に、騒音及び臭気については、中野市環境保全及び公害防止に関する条例施行規則第2条に規定する特定事業施設に該当する施設ではありませんが、騒音については、該当する機械もないことか

ら、自主的な検査は行っておりません。機械室の内側には防音資材を取りつけるなど、騒音対策を講じることとしております。

また、臭気については、悪臭防臭防止法の規定に準じて3年に1回、検査機関に依頼し、長野県の敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準以下になるよう、臭気対策を講じることとしております。

また、既施設においては、定期的に水質検査及び臭気測定を実施しており、基準値以内となっています。

当該施設による周辺環境への影響は小さいもしくは現況どおりであると見込まれております。

なお、当該施設稼働後は住民意見の施設への反映、求めに応じては、排水濃度等の測定結果の開示等を実施することとしております。

資料をおめくりいただきまして5ページでございます。「VI 都市計画上の支障について」でございます。

以下の理由から、当該施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないと考えられる。

用途が指定されている地域ではないこと、無指定でございます。

学校などの公益的施設は距離地形的に影響がない位置関係にあること。

周辺環境に与える影響については予測値が著しく基準値を上回ることがなく、周辺環境への影響は小さいもしくは現況どおりであること。

中野市まちづくり基本計画～都市計画マスタープラン編～における全体構想において、当該敷地位置は田園集落ゾーン内に位置しており、また、地域別構想においては集落地に位置しており、コミュニティ維持に向けて生活環境や利便性の向上を目指すとしておられる他、都市施設整備計画などが無いこと。

地元区及び隣接者の同意が得られていることが理由でございます。

また、本件につきましては、既存の施設があり、新たに排水施設等を増築するために移設の敷地の位置について、都市計画上支障がないかをお諮りするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(増田会長)

ただいま事務局から説明がありました。
何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(柳沢委員)

はい。
まず、経過のところと住民に対して同意を得ていることにつきまして、まず、確認をさせていただきたいと思います。

経過の方で、都市計画決定をしていない施設であるということですが、非線引きの地において、用途地域外のところでは、開発許可で施設が建っていると思います。

それから、対象となるのは、建物というよりは、その使い方について許可を出すわけですか。要するにと畜場、そこで処理も含めて排水処理を含めて、使っていいよということの許可を出せばいいのですか。

もう1つはですね、地元の地権者の同意が得られていると書かれています。例えば中野市さんの方の条例で、その施設の半径何km以内だとか、何百m以内については同意を得るといった条例等で合意形成を図っていくかどうか、まず、そのところを教えてください。

(増田会長)

はい。ありがとうございます。
それでは事務局の方で説明よろしく申し上げます。

(事務局)

1点目のですね、開発許可の関係でございますけれども、過去にちょっとどのような許可がされているかというのはすいません、今現在もちょっとわからない状態でございます。

2番目のですね、施設の関係で、排水処理の建築の関係でございますけれども、許可につきましては、県の方での許可となります。

(柳沢委員)

こちらの方は、意見を述べて、それは県の方で決定するということだというふうに思っておりますけれども、そもそもここで議論するのは、施設の話ではなくてその使い方をしていいかどうかということですね。

(事務局)

そうですね。施設の位置ということで、その承認ということをお願いしたいと思います。

それと3つ目の条例の関係は、特に市ではございませんで、事業者の方で地元の方へそれぞれ説明をして同意を得たということで

お聞きをしているところであります。

(柳沢委員) この会社の方で、どこら辺の範囲まで必要なのかというところは想定されているのですか。それとも影響がない範囲、影響を与えないような範囲を想定して説明しているのですか。

(事務局) 影響の範囲ということで、地元の草間区さんからは同意を得ているということでお聞きしております。

(柳沢委員) 最初の質問というのは、以前も同じように許可しているはずなので、同じような許可をしていて、内容をちょっと知りたかった。
改めて、また、ここで排水処理をするので、繰り返しになるけれども、ここでも同様の許可をしたいというところを聞きたかった。

(事務局) 以前の許可につきましては、昭和 59 年 1 月ですね、県の方から許可が出ております。

それとですね、今回、新設する主な建物につきましては、排水処理施設等でごさいますと、と畜場から排出される排水の処理などを行う施設がメインとなります。

既存の敷地も含めまして、前回の県の都市計画審議会でも議論になっておりますが、用途不可分の考え方から、既存敷地も含めて位置の指定を行いたいということで考えてございます。

(柳沢委員) 昭和 59 年ですね。

(事務局) その当時は、長野県の都市計画審議会で審議されております。

(柳沢委員) またここでも同様に、地元の意見を聞いて、改めて許可を出したいということですね。

(事務局) はい、おっしゃるとおりです。

(増田会長) よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

(柳沢委員) はい。

あとは意見ですけれども、この場所っていうのは、立地適正化計画の防災指針のところでも確認しているのですが、100年に一度の

災害があった時に、5 mから 10mぐらいの浸水ということがありますので、このあたりについては、許可を出すのであれば、北信食肉センターがしっかりと計画を持って、このあたりで被災した時でも、周りに影響を与えないような対策をとっていただきたい。

それからもう 1つは、非線引きの用途地域外のところの開発になります。そうすると、非線引きの場合というのは、大規模な開発についてはですね、中野市さんの方で目につきますから、ある程度、指導できるかと思いますが、小さな開発、要するに居住地を建てるということに関しては、もしかしたら目につくことなく、建てられる可能性もあります。ですので、そのあたりですね、住環境ということを考えますと、やはり建てた者の責任というよりは、やはり中野市さんとして、そういう環境をちゃんと守るような範囲内で、より安全なところで、建てるような指導を期待したい。

(増田会長)

ありがとうございました。

それでは事務局の方はよろしいですね？よろしくお願いします。

他にございますでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、意見がなければ、それでは、お諮りをさせていただきます。

建築基準法の規定に基づき「と畜場」の用途に供する敷地の位置について、当該施設の敷地について、都市計画上支障がないと認める方の挙手を求めます。

(挙手、全員)

ありがとうございます。

挙手全員で、当該施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認めます。

以上、議案の審議を終了いたします。

なお、市長答申につきましては、本日の結果を私から後日、報告することといたしますので、ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

次に「その他」として事務局から、説明願います。

(事務局)

それでは、前回、第1回中野市都市計画審議会での質問事項で皆様にお答えができなかったものについてお話をさせていただきたいと思います。

1つ目は、豊田地域の中野市公共交通網についてということでございました。

現在、豊田地域では、公共交通機関としまして長電バス、また、ふれあいバスということで運行がされております。

こちらにつきましては、都市計画マスタープランにおいて公共交通の運行等については、中野市山ノ内町地域公共交通計画に基づいたバス路線の維持及び利用増進を目指しますとしており、特に地域住民にとってなくてはならない交通手段であるということから、維持に向けた検討を適切に行っていくものと考えてございます。

また、中野市山ノ内町地域交通対策協議会という組織もございまして、そちらの中でも、公共交通の確保を検討する組織でございまして、適切に計画等が検討されることと考えてございます。

続いて、コミュニティ拠点の現状と今後についてということでお話がありました。

コミュニティ拠点につきましては、都市計画マスタープランにおいて全体構想、将来都市構造で地域コミュニティの中心となる公民館や学校などの公共施設周辺では、地域で安心して暮らし続けるための機能の維持を図りますとして、計画で考えられているところでございます。

コミュニティ拠点の現状につきましては、特に人口減少、少子高齢化、人口流動、働き方の変化、生活様式の多様化といった社会の変化に伴って、地域での繋がりが希薄化しており、地域コミュニティが衰退する恐れがあると考えております。

コミュニティ拠点の今後につきましては、都市計画マスタープランの都市構造、構築の基本的な考え方によりまして、拠点の機能の維持、中心拠点と各地域とのコミュニティ拠点が連携し、誰もが安心して暮らせるようなまちづくりを進めたいと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

(増田会長)

ただいま事務局からの説明で、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、委員の皆様方から何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それではないようであれば、本日予定しました会議事項はすべて終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

委員の皆様には、本日、慎重審議をいただき、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、中野市都市計画審議会を閉会といたします。

※ 審議会終了後、都市計画道路 立ヶ花東山線及び西町上小田中線の街路事業の工事現場の現地視察を行った。